

1. 施設運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人流山あけぼの会
(2) 法人所在地 〒270-0102 千葉県流山市こうのす台634番地1
(3) 連絡先 電話番号 04-7153-3377
FAX 04-7153-8833
(4) 代表者名 理事長 國 吉 昇
(5) 設立年月日 昭和57年6月10日

2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設／平成28年5月1日指定
(千葉県指定 第 1272502434 号)
- (2) 施設の名称 特別養護老人ホームでいご
- (3) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は介護保険法に従い、契約者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に日常生活に必要な居室及び共用施設等を提供し、又、契約者の意思及び人格を尊重して指定介護福祉サービスを提供します。明るく、家庭的な雰囲気を大切にした運営を行います。
- (4) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建て
- (5) 併設事業 (千葉県知事の事業者指定／定員)
○短期入所生活介護 第 1272502442 号 / 20名
○通所介護 第 1272502475 号 / 24名
- (6) 所在地 千葉県流山市こうのす台634番地1
- (7) 連絡先 電話番号 04-7153-3377
- (8) 施設長名 市 岡 静 夫
- (9) 運営方針 ○私達は、ひとりひとりの自由と尊厳を大切にします。
○私達は、全ての方が健康で自分らしくいきいきと暮らせる環境を創ります。
○私達は、ユニットケアを実施して質の高い福祉サービスを提供し社会参加、社会貢献を目指します。
- (10) 開設年月日 平成28年5月1日
- (11) 入居定員 100名

3. 入居対象者

- (1) 当施設に入居できるのは、要介護3～5の認定された方が対象となります。
- (2) 入居時に要介護認定を受けている方であっても、入居後に要介護認定者(3～5)でなくなった場合には、退居していただくことになります。
- なお、要介護1または2の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については、特例的に入居出来ます。(平成27年4月1日付、特養特例入所の要件「指針第5項(1)」の要件に照らし判断)

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画書(ケアプラン)」で定めます。

「施設サービス計画書(ケアプラン)」の作成及び変更は次のとおり行います。

- ①当施設の介護支援専門員(ケアマネージャー)が施設サービス計画書の原案作成や、そのために必要な調査等の業務を担当します。



- ②介護支援専門員(ケアマネージャー)は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対し同意を得たうえで決定します。



- ③施設サービス計画は、6ヶ月毎もしくは心身の変化があった場合あるいはご契約者及びその家族等の要請に応じ、変更の必要がある場合には、ご契約者及びその家族等と協議し同意を得た上で施設サービス計画を変更します。



- ④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者及びその家族等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



5. 居室の概要

当施設では、10名単位の高齢者が一つのユニットを構成して、そのユニットごとに食堂、リビングや談話スペース等の共用部分があります。契約者は、ユニット内の皆様と家庭的な雰囲気の中で生活していただくこととなります。ご利用いただく居室は、全て個室です。

居室・設備の種類	室数	面積	設備等
個室(洋室)	100	12.60㎡	洗面台・ベッド・ナースコール
食堂	10	流し台・冷蔵庫・テレビ他	
浴室		個浴・機械浴・一般浴・中間浴	
サロン	2	ソファ・テーブル他	
談話コーナー		ソファ・テーブル他	
医務室	1		

※居室の変更：ご契約者から居室の変更の申し出があった場合は、ご契約者の心身の状況及び空室状況により、その可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。いずれの場合も、ご契約者及びご家族等と協議の上決定するものとします。

※居室への持ち込み物品

①衣類等・・・衣類、タオル、バスタオル、歯ブラシ、歯磨き粉、湯呑み、箸、マグカップなど

②家電品・・・以下をお持ち込みの際は電気代をご負担いただきます。

・テレビ (月額200円)

・電気毛布 (月額300円)

・電気敷毛布 (月額300円)

・冷蔵庫 (月額300円)

・エアマット (月額300円)

・その他の家電 (月額200円)

◎持ち込み家電品は、事前にご相談ください。

③家具等・・・居室内に入れることのできる範囲でお持ち込みください。

④仏具・・・ろうそく・線香はご遠慮ください。

居室への持ち込み物品、衣服等については、必ず見易いところに名前を貼付してください。

※居室利用の注意事項

居室内での喫煙はご遠慮ください。また、ご契約者の過失により居室の設備等を破損

・汚損・滅失した場合は、修理及び相当の費用のご負担をお願いします。

6. 職員の配置状況

(1)当施設では、ご契約者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	配置人数	備 考
施設長(管理者)	1名	短期入所生活介護及び通所介護等兼務
介 護 職 員	31名以上	
看 護 職 員	3名以上	機能訓練指導員兼務
機能訓練指導員	1名以上	看護職員兼務
生 活 相 談 員	1名以上	介護支援専門員兼務
介護支援専門員	1名以上	生活相談員兼務
医 師	3名	嘱託
管 理 栄 養 士	1名	
調 理 員	7名以上	
事 務	1名以上	宿直スタッフを含む
そ の 他	1名	車両管理者兼務

*介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とする。

(2)配置職員の職務内容は以下のとおりです。

【施設長(管理者)】 責任者として施設を管理します。

【介 護 職 員】 ご契約者の日常生活上のお世話をを行います。

【看 護 職 員】 ご契約者の健康管理や機能訓練、療養上のお世話をを行います。

【機能訓練指導員】 ご契約者の日常生活に必要な機能訓練を行います。

【生 活 相 談 員】 ご契約者の日常生活の相談・助言を行います。

【介護支援専門員】 ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

【医 師】 ご契約者の健康管理や療養上の指導を行います。

【管 理 栄 養 士】 ご契約者を栄養面から健康管理します。

【調 理 員】 ご契約者に食事を提供します。

【事 務】 施設の事務・総務を行います。

7. 施設が提供するサービスと料金

当施設では、ご契約者に対し以下のサービスを提供します。

- ・利用料金が介護保険から給付されるサービス
- ・利用料金の全額をご契約者に負担いただくサービス

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割～7割が介護保険から給付されます。

【サービスの概要】

①食事の介助

利用者の生活のリズムの合わせた 時間帯での食事の提供・介助をおこないます。

②入浴の介助

週に最低2回入浴していただけます。

(状況に応じ、一般浴・中間浴・機械浴・個別浴または清拭となります)

③介護

施設サービス計画に沿って、下記の介護を行います。

着替え・排泄（紙おむつの支給も含む）・入浴・食事の介助、体位交換
シーツ交換、衣類の洗濯、施設内の移動の付き添い、余暇活動 等

④個別機能訓練

日常生活動作の援助を基本とした、機能訓練を支援いたします。

個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいた機能訓練を行います。

⑤健康管理

日々の健康管理をさせていただきます。また週に1回、診察室にて診療を受けることができ、年間2回健康診断を行います。

⑥医療機関との連携・ターミナルケア

看護職員、又は医療機関との連携により、24時間連絡体制を確保し、必要に応じた健康上の管理を行います。状況に応じ、医師・看護師・介護職員・ご家族と共同し、看取り介護を行える体制作りを行います。

⑦余暇活動・行事

季節に応じ、お花見・納涼祭・敬老会等の四季折々の行事を行います。

行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。

⑧生活相談

常勤の生活相談員に、生活に関する相談ができます。

⑨在宅復帰への支援

家族との連絡調節や居宅介護支援事業所との連携をはかり、在宅への復帰が見込まれる場合は、支援していきます。

(2) 介護保険サービスの給付対象とならないサービス

- ・食費
- ・居住費
- ・その他サービス（本人が希望するサービス等）

【サービス利用料金】（1日あたり）

下記の料金表に基づき、①ご契約者の要介護度等に応じた 施設利用料
 ②各種加算料金 ③食費及び居住費
 の合計金額をお支払いいただきます。

① 施設利用料 * 1 単位 = 10.27 円（流山市）

介護区分	1日あたりの自己負担
	ユニット型個室
要介護度 1	670 単位
要介護度 2	740 単位
要介護度 3	815 単位
要介護度 4	886 単位
要介護度 5	955 単位

②加算料金

加算区分	1日当たりの自己負担分
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12 単位/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 単位/月
看護体制加算（Ⅰ）	4 単位/日
看護体制加算（Ⅱ）	8 単位/日
栄養マネジメント強化加算	11 単位/日
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50 単位/月
自立支援促進加算	300 単位/月
安全対策体制加算	20 単位/入居時
日常生活継続支援加算	46 単位/日
協力医療機関連携加算	R6 年度 100 単位/月 R7 年度 50 単位/月
①介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に 8.3% を乗じた単位数
②特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に 2.7% を乗じた単位数
③介護職員ベースアップ等支援加算	所定単位数に 1.6% を乗じた単位数
①②③は R6 年 6 月以降一本化し④に変更 ④介護職員等処遇改善加算	14%
高齢者施設等感染対策向上加算	10 単位/月

* 以下は状況により、加算される場合があります。

加算区分	1日当たりの自己負担分	
外泊時加算	246 単位/日	←入院翌日より 6
初期加算	30 単位/入居時	日間月をまたぐ場合
療養食加算	6 単位/1 食	は最大で 12 日間
個別機能訓練加算Ⅲ	20 単位/日	←ⅠⅡとの併算可能

加算区分	1日当たりの自己負担分	
生産性向上推進体制加算	(Ⅰ) 100単位/月 (Ⅱ) 10単位/月	
口腔衛生管理加算	(Ⅰ) 90単位/月 (Ⅱ) 110単位/月	
認知症チームケア推進加算	(Ⅰ) 90単位/月 (Ⅱ) 110単位/月	
新興感染症等施設療養費	240単位/日	←入院翌日より6
退所時情報提供加算	250単位/回	日間。月をまたぐ場
退所時栄養情報連携加算	70単位/回	合は最大で12日間
看取り介護加算(Ⅰ)	45～31日前 72単位 30～4日前 144単位 退所日当日 1,280単位 退所日前日・前々日 680単位	
看取り介護加算(Ⅱ)	45～31日前 72単位 30～4日前 144単位 退所日当日 1,580単位 退所日前日・前々日 780単位	
経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月	
経口維持加算(Ⅱ)	100単位/月	
在宅相互利用加算	40単位	
精神科医療指導加算	5単位	
サービス提供強化加算	18単位/12単位②6単位③6単位	*個別機能訓練算定時
配置医師緊急時対応加算	早朝/夜間 650単位/回 深夜 1,300単位/回	
生活機能向上連携加算	(Ⅰ) 100単位/月 (Ⅱ) 200単位/月	
排泄支援加算	(Ⅰ) 10単位 (Ⅱ) 15単位 (Ⅲ) 20単位 /月併算不可	
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ) 3単位 (Ⅱ) 13単位 /月	
褥瘡対策指導管理	(Ⅰ) 6単位 (Ⅱ) 10位 /月	
在宅サービスを利用した ときの費用	560単位/日	
低栄養リスク改善加算	300単位/月	
再入所時栄養連携加算	400単位/回	
身体拘束廃止未実施減算	10%/日減算	
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18単位	
若年性認知症利用者受入加算	120単位	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	
退所前連携加算	500単位	

常勤専従医師配置加算	25 単位
障害者生活支援体制加算	(Ⅰ) 26 単位 (Ⅱ) 41 単位
認知症専門ケア加算	(Ⅰ) 3 単位 (Ⅱ) 4 単位
退所時等相談援助加算	(前)500 単位(当)400 単位 (後)460 単位
在宅復帰支援機能加算	10 単位
ADL 維持加算	(Ⅰ) 30 単位 (Ⅱ) 60 単位/月

※入所期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となります。

※サービス提供強化加算 及び 日常生活継続支援加算は、加算時はいずれかの算定になります。

※療養食＝医師の発行する食事箋に基づき、提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂異常症食、痛風食、及び特別な場合の検査食

③ 食費及び居住費（滞在費）の基準費用 及び負担限度額

利用者負担段階	居 住 費	食 費
	ユニット型個室	
第1段階	820円/R6年8月～880円	300円
第2段階	820円/R6年8月～880円	390円
第3段階①	1310円/R6年8月～1370円	650円
第3段階②	1310円/R6年8月～1370円	1,360円
第4段階	3,200円	1,600円

※利用者負担段階：第1段階～第4段階は市役所へ申請することにより、介護保険負担限度額認定証の交付を受けることができます。

下記の料金表に基づき、ご契約者の要介護度等に応じたサービス利用料金から、介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食費、居住費の合計金額をお支払いいただきます。

○利用料金の取り扱いについて

①緊急の事由等で要介護認定を受けていない方が入居される場合は、サービス利用料金をいったん全額お支払いいただきます。要介護認定を受けた後に、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

②介護保険等に変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

③外泊等の際、その期間中の朝、昼、夕の3食を食べない日の食費は利用料金から差し引きます。

【その他サービス】

以下のサービスは、ご契約者の個別希望により行うサービスで、利用料金全額をご契約者に負担いただくサービスとなります。

サービス内容	利用料金
①夜間等緊急受診対応後の職員帰路に係る交通費	実費
②外出時の等の送迎サービス(近隣の散歩は除きます。) ※職員の勤務状況によっては、対応できない時もあります。	1 Km ¥ 300 円 (片道) 端数四捨五入
③外出時の駐車場・有料道路等の費用	実費
④おやつ代	1 日 70 円～100 円
⑤理美容	実費
⑥行事・クラブ活動	材料費の実費
⑦金銭出納 ※ご契約者及びご家族等での金銭管理が出来ない場合、日常的な生活費用に関する金銭出納を行います。	1 ヶ月 1,500 円
⑧特別な食事(酒を含みます。) ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。	要した費用の実費
⑨不測の事態の対応 ※例) ご契約者が行方不明になるなど、捜索等の対応にあたった場合で、それに係る費用をご負担いただくことが妥当であると判断される場合にご負担いただきます。	実費
⑩破損・汚損等修理 ※ご契約者の故意または過失の有無にかかわらず、施設内の器物を損壊した場合には、修理・交換に係る費用をご負担いただきます。	要した費用の実費
⑪写真の交付	1 枚 50 円
⑫複写物の交付 (A4 サイズ)	1 枚 10 円 (A3 は 20 円)
⑬定期的な診療日以外の診療・薬剤・その他治療に要する費用	医療保険本人負担額
⑭特殊医療処置材料費	要した費用の実費
⑮請求書等の郵送料	8 4 円 R6 年 10 月～1 1 0 円

※おむつ代は、介護保険給付対象となっておりますので当施設が用意したものをご利用いただく際は費用負担の必要はありません。

※費用負担が発生する行事及びクラブ等への参加はご契約者への意思確認の上参加いただきます。ご契約者本人の意思確認が困難な場合はご家族や代理人等へ確認し同意の上行います。

※社会情勢等やむを得ない事由がある場合、ご利用額を変更することがあります。変更の際は、事前に変更内容およびその事由について変更を行う 1 ヶ月前までにご契約者およびご家族や代理人等にご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

(1) および(2)の料金・費用は1ヶ月毎に精算します。金融機関指定口座から自動引き落としでお支払いください。

(4) 入居中の医療について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療・入院の治療等を受けることができます。ただし下記協力医療機関での優先的な診療・入院の治療等を保証するものではありません。また下記医療機関での診療・入院の治療等を義務づけるものではありません。

医療機関の名称：医療法人社団曙会 流山中央病院
所 在 地：流山市東初石2丁目132番2

8. 施設を退居していただく場合

当施設との契約では、以下のような事由が発生した場合は退居していただくことになります。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が非該当または要支援、要介護1、2（特例入所の要件を満たす者を除く）と判断された場合
- ③事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から中途解約・契約解除の申し出があった場合

※契約の有効期限内であっても、ご契約者から当施設に退居を申し出ることができます。

その場合は 退居を希望する日の7日前までに文書にてお知らせください。ただし、契約書第16条による場合は即時に契約を解除することができます。

- ⑦事業所から契約解除の申し出を行った場合

※契約書第17条による場合は退居をしていただく場合があります。

(1) ご契約者から申し出があった場合（契約書第16条の場合）

- ①介護保険対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③契約者が入院した場合
- ④事業所もしくはサービス従業者が正当な理由なく契約書に定める介護福祉サービスを実施しない場合
- ⑤事業所もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業所もしくはサービス従業者が故意または過失により契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける

具体的な恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(2) 事業所からの申し出による場合 (契約書第17条)

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
- ③ご契約者が、故意または重大な過失により事業所またはサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・健康・財産・信用等を傷つけ、またはご契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ④ご契約者が連続して3ヶ月以上病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥ご契約者以外の後見人並びに家族等により、契約を継続し難いほどの背信行為(サービス利用にあたっての禁止事項)を繰り返した場合。

※④のご契約者が入院された場合の対応については以下のとおりです。

○3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院される場合は優先的に当施設にご入居いただけるよう努めます。

また満室の場合は短期入所生活介護を優先的にご利用いただけるよう努めます。

○3ヶ月以内の退院ができないもしくは見込まれない場合

3ヶ月以内に退院ができないもしくは見込まれない場合、契約は解除されます。

※⑥の背信行為(サービス利用にあたっての禁止事項)については以下の通りです。

○事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

○パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・ケアハラスメント・カスタマーハラスメントなどの行為

○その他、個人情報保護の観点から情報漏洩の恐れのある行為

9. ご契約者が病院等に入院された場合

ご契約者が病院等に入院された場合、ご利用の居室は、短期入所生活介護(ショートステイ)として利用させていただきます。尚、お持ち込み家具等は当施設にて移動・保管させていただきます。

10. 身元引受人

契約書第21条に基づき、身元引受人をご指定ください。身元引受人は、ご契約者の連帯保証人となります。身元引受人の主な責任は以下のとおりです。

①事業所に対する経済的債務

②入院等に関する手続き、費用負担

③契約終了後のご契約者の受け入れ先の確保

④ご契約者が死亡した場合のご遺体および残置物の引き取り等の処理

1 1. 代理人

契約書第 2 3 条に基づき、代理人をご指定ください。代理人は契約期間中におけるご契約者が判断能力を失った場合に、ご契約者によってその権利義務にかかる事務処理などについてお手伝いいたします。

1 2. 苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受付いたします。

- 苦情受付担当者 生活相談員
 - 受付時間 月曜日～金曜日（年末年始および祝日を除く）
9：00～17：00
 - 受付方法 電話 04-7153-3377
- 当施設以外に居住地の市町村の相談・苦情窓口でも受け付けています。

1 3. 非常災害対策

非常災害に備えて必要な設備を設け、防災・避難に関する計画を作成し、年 3 回以上、避難・救出その他必要な訓練等をおこないます。

1 4. 施設利用の留意事項

当施設をご利用される皆様が、安全で快適に過ごす事ができるよう、以下の事項をお守りください。

(1) 持ち込みについて

以下のものは持ち込むことができません

- 炎の出るもの（ローソク・線香・着火の原因となるような家電品）
- 動物
- 危険物（火薬類・石油類・劇薬・必要以上の薬）
- 居室に入りきらない量の物品
- 刃物及び銃器またはそれに類するもの

(2) 面会について

面会時間・場所については、施設の定めた基準に従ってください。また、面会の際は以下のことにご注意ください。

- 飲食物のお持ち込みの際は、必ず各ユニット担当者へお声をかけてください。

(3) 外出・外泊について

外出・外泊される場合は、必ず各ユニット担当者へご相談ください。

(4) 食事

食事が不要な場合は、2 日前までにお申しください。2 日前までにお申し出がある場合は、食事に係る自己負担額は減額になります。

(5) 喫煙

- 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。

(6) 飲酒

- 酒類をお持込の場合、各ユニット担当者へお預けください。
- 飲酒の際は必ず各ユニット担当者へお声かけください。
- 飲酒は他人に迷惑をかけず、健康を害さない程度でお楽しみください。

(7) 施設・設備使用上の注意

- 居室および共用施設・敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意または注意を怠り過失により施設・設備を滅失・破損・汚損もしくは変更した場合は、ご契約者の自己負担により原状復帰していただくか、相当の代価をお支払いいただくこととなります。
- 他の利用者および従業員の迷惑となるような、宗教活動・政治活動・営利活動を行うことはできません。

(8) 家族等の宿泊

- ご契約者のご家族等の宿泊は、必ず事前に各ユニット担当者にご相談ください。

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり利用者に対して、契約書及び本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【事業所】

所在地 千葉県流山市こうのす台634番地1
名称 特別養護老人ホーム でいご ㊞

説明者 (職名) 生活相談員
氏名 辺見 綾子 ㊞

【契約者】

(入居者) 氏名 _____ ㊞

住所 _____

【身元引受人】

氏名 _____ ㊞ (契約者との続柄 _____)

住所 _____

電話番号 _____

【代理人】

身元引受人と同一の場合は氏名欄に「同上」と記載し押印は不要です。

氏名 _____ ㊞ (契約者との続柄 _____)

住所 _____

電話番号 _____

(指定介護老人福祉施設)

特別養護老人ホームでいご

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
(千葉県指定 第 1272502434 号)

(2)法人所在地	〒 270-0102	千葉県流山市こうのす台634番地1
(3)連絡先	電話番号	04-7153-3377
	F A X	04-7153-8833
(2)法人所在地	〒 270-0102	千葉県流山市こうのす台634番地1
(3)連絡先	電話番号	04-7153-3377
	F A X	04-7153-8833
(2)法人所在地	〒 270-0102	千葉県流山市こうのす台634番地1
(3)連絡先	電話番号	04-7153-3377
	F A X	04-7153-8833
(2)法人所在地	〒 270-0102	千葉県流山市こうのす台634番地1
(3)連絡先	電話番号	04-7153-3377
	F A X	04-7153-8833
(2)法人所在地	〒 270-0102	千葉県流山市こうのす台634番地1
(3)連絡先	電話番号	04-7153-3377
	F A X	04-7153-8833
(2)法人所在地	〒 270-0102	千葉県流山市こうのす台634番地1
(3)連絡先	電話番号	04-7153-3377
	F A X	04-7153-8833
(2)法人所在地	〒 270-0102	千葉県流山市こうのす台634番地1
(3)連絡先	電話番号	04-7153-3377
	F A X	04-7153-8833
(2)法人所在地	〒 270-0102	千葉県流山市こうのす台634番地1
(3)連絡先	電話番号	04-7153-3377
	F A X	04-7153-8833

- (3)連絡先 電話番号 04-7153-3377
F A X 04-7153-8833
- (2)法人所在地 〒270-0102 千葉県流山市こうのす台634番地1
- (3)連絡先 電話番号 04-7153-3377
F A X 04-7153-8833
- (2)法人所在地 〒270-0102 千葉県流山市こうのす台634番地1
- (3)連絡先 電話番号 04-7153-3377
F A X 04-7153-8833
- (2)法人所在地 〒270-0102 千葉県流山市こうのす台634番地1
- (3)連絡先 電話番号 04-7153-3377
F A X 04-7153-8833
- (2)法人所在地 〒270-0102 千葉県流山市こうのす台634番地1
- (3)連絡先 電話番号 04-7153-3377
F A X 04-7153-8833
- (2)法人所在地 〒270-0102 千葉県流山市こうのす台634番地1
- (3)連絡先 電話番号 04-7153-3377
F A X 04-7153-8833

なお、要介護1や要介護2の方であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については、特例的に入居出来ます。(平成27年4月1日特養特例入所の要件「指針第5項(1)の要件に照らし判断)

なお、要介護1や要介護2の方であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については、特例的に入居出来ます。(平成27年4月1

ホーム以外での生活が困難な 方については、特例的に入居出来ます。(平成 27 年 4 月 1 日特養特例入所の要件「指針第 5 項 (1) の要件に照らし判断)